

相続のトラブルや面倒は「遺言書」でスッキリ解決!



弁護士 小林洋介さん
翔和総合法律事務所
【東京弁護士会所属】

いつかやってくる家族との別れ…。しかし、“相続”という問題があり、悲しんでばかりはいられません。想像以上に煩わしい手続きや人間関係のこじれなど、思いもよらないトラブルを回避するために何をしておけばよいのか、弁護士の小林洋介さんに教えてもらいました!

話し合うからモメる?!

例えば親御さんが亡くなった場合、配偶者や子どもなどの相続人が集まり、遺産分割協議をする必要があります。遺産の分け方について相続人全員で話し合い、その結果を書面にまとめるため、実印と印鑑登録証明書も用意しなくてはなりません。利害が絡む話し合いなので当然モメるケースが多くなります。スムーズに終わらなければ、凍結預金や不動産登記も宙ぶらりんで先へ進めない…。



そんな話し合いをせず相続手続きができる方法が一つあります。それが「遺言書」です。

家族を守る遺言書

遺言書とは、自分が亡くなっ

た後に自分の所有物をどう処分するかを書き記したものです。

お金や不動産、お墓のことからスマートフォンやデジタルデータまで、行き先やどうしたいのかを明記しておけば、遺された者はそれに従えばいいだけ。

最後まで自分で責任をもつという意識であれば、「元氣なうちから遺言なんて縁起でもない!」とはならないはず。むしろ判断能力があるうちに作っておくべきです。認知症になつてからでは遺言書は作れません。「うちには財産はないから、相続なんて関係ない!」…いえ、実は家族間の紛争の原因は金額ではないんです。遺産分割の話し合いをきっかけに、今まで眠っていた感情や不満が表に出てくるから厄介なのです。わずかなお金や不動産でも、相続人が自分たちで決め

なくて済むように、遺言書があった方がいいのです。

遺言書を作るには?

遺言書には、①公正証書遺言と、②自筆証書遺言の2種類ありますが(下記参照)、どちらも正式な手続きが必要で、内容が不明瞭だったり、不備があったりすると無効になるので、注意を!

ちなみに日本では年間およそ136万人の方が亡くなり(平成30年)、①の作成件数と②の家庭裁判所の検認件数の合計は、年間12万7千件ほど。つまり、遺言書があるケースは1割にも満たず、大半が話し合いをしているわけです。

今年1月13日施行の相続法改正により、②の財産目録は自筆でなくてもよいなど、遺言書作成の要件が緩和されま



第一歩を踏み出そう!

「遺言はノートに書いてあるから大丈夫」という方もいます(遺言書保管法)も始まり、これを使えば家庭裁判所の検認手続きが不要になります。

ただ、資産状況の確認や自分の意思を整理したり、家族で話し合ったりするきっかけになるので、遺言書作成への一歩と言えましょう。

遺言書は書いたら終わりではなく、状況に応じて書き直すことができます。あまり固苦しく考えず、まずは終活セミナーやイベントに参加してみるのが良いでしょう。

① 公正証書遺言

公証役場(練馬区・板橋区各1か所)の公証人の前で口述により遺言書を作成してもらう。証人2名の立会いが必要。

メリット: 書式の不備で無効になる恐れがなく、公証役場に保管されるため、安全で確実。自筆が難しくても作成できる。

デメリット: 遺言の財産価値などに応じ、作成手数料がかかる。

② 自筆証書遺言

決められた方式に従い、自筆で書かなければならない(財産目録はPC作成可)。

メリット: いつでも書くことができ、公証役場の手数料がかからない。

デメリット: 内容や書式の不備で無効になる危険性があるため、家庭裁判所の検認が必要(ただし、遺言書保管法による場合は不要)。

終活特集～よりよく生きるために～

追加費用¥0の葬儀社 **家族葬 事前相談 事前見積**

事前見積 最速10分 **年間500件以上の実績** H30年度 当社実績

万が一の時は各拠点から30分~1時間でお迎え!
自宅安置出来ない場合 提携霊安室完備“ご安心ください”

一都三県 対応 **株式会社えにし** ☎ **0120-76-0982**
<https://www.enisi.co.jp> 葬儀のえにし 検索

〒175-0083 東京都板橋区徳丸1-20-18(東京本社) info@enisi.co.jp

終活特集～よりよく生きるために～

家族葬・事前相談 お気軽にご連絡ください

地元練馬で **52年**年間扱数 **1,500件**の実績

24時間 安心ダイヤル **0120-41-7062** ヨイセレモニー

■本社: 東京都練馬区上石神井4-9-24
■営業所: 東大泉 ■練馬区お葬式相談サロン: 大泉学園

感謝のセレモニー **株式会社マキノ祭典**